

卒業・修了時の手続き

本学を卒業・修了した場合は、14日以内に出入国在留管理局へ「活動機関に関する届出」を提出しなければなりません。提出しないと、罰則の対象となり、日本への再入国時に不利益が生じることがあります。

◆提出方法（下記①②③のいずれかの方法で提出してください）

①郵送による場合：

在留カードの写しを同封の上、下記郵送先へ送付してください。また、封筒の表面に朱書きで「届出書在中」と記載してください。

（郵送先）〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー14階
東京出入国在留管理局在留管理情報部門届出受付担当

②窓口を持参する場合：

最寄りの地方出入国在留管理局へご提出ください。

③インターネットによる場合：

出入国在留管理庁電子届出システムを利用して、インターネットにより届出を行うことができます。なお、事前に認証IDを取得する必要があります。

① 卒業・修了後、すぐに帰国する場合

「帰国時の諸手続き案内書」を国際センターから受け取ってください。

② 日本での就職活動を継続したい場合

在学中から日本で就職活動を行い、卒業・修了した後も継続したい場合、在留資格を「留学」から「特定活動」へ変更して、6か月間就職活動ができます。この6か月間で就職先が決まらない時は、この「特定活動」を1回だけ更新し、さらに6か月間延長することもできます。

「特定活動」への在留資格変更を希望する方は、必要書類を揃えて、毎年3月1日までに国際センターに申し出て、大学担当者との面接日時を予約してください。

③ 日本国内のほかの大学や大学院などの教育機関に進学する場合

進学先に直接お問い合わせください。

④ 日本で就職する場合

内定を取得後、速やかに出入国在留管理局で在留資格変更申請を行ってください。

⑤ 上記①～④に該当しない場合

直接国際センターへお問い合わせください。

活動機関からの離
脱届・移籍届を
ダウンロード



出入国在留管理庁
電子届出システム

